

The Problems in Determining the Range of Consolidation on the Consolidated Financial Statements

Yoshitaka Nagashima

The system of consolidated financial statements has already been enforced based on the Securities and Exchange Law, and enterprises who fall under this new regulation are obliged to submit consolidated financial statements as documents attached to the reports of securities and to the notifications of securities, from the business year starting from April, 1977. In this situation, the first problem will be how to determine the range of consolidation. To determine the range of consolidation is the most fundamental consolidation policy to determine the outline of the enterprises group concerned. Needless to say, the respective results obtained in the consolidated settlement of accounts must properly express the actual management condition of the enterprise group as a whole. For this purpose, the consolidation of subsidiaries is desirable, but there are some subsidiaries excluded from the consolidation due to various reasons.

This paper discusses these problems in reference to various laws, ordinances and circular notices already enforced in this country, according to the following contents.

Introduction

- I. Subsidiaries to be consolidated
- II. Subsidiaries excluded from the range of consolidation
- III. Principle of importance concerning the range of consolidation
- IV. Disclosure of non-consolidated subsidiaries

Afterword

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

長 嶋 義 貴

序 論

産業社会の流れは、有為変転とどまるところを知らない。そのような中で、社会の企業会計制度に対する要請も経済の変遷に伴って一段と、その厳しさを増している。その対応策ともいべき、一つが昭和49年の商法改正により商法の監査制度 (audit system) の中に公認会計士による監査制度が導入され、ここに証券取引法上 (on the Securities and Exchange Law) の監査制度との一元化が図られたことである。その二は昭和52年4月以後開始する事業年度より証券取引法上の連結会計制度 (consolidated accounting system) が実施されたことであり、いまや、わが国の企業会計制度は一大変革期に遭遇しているものといえる。とりわけ今回の連結会計制度の導入にあたっては、過去十数年の歳月を費して理論と実践の両面において真剣な討議がなされた結果、今回の制度化を見るに至ったものである。

この一大転換は、ひとり企業会計の分野に止まらず、広く産業界におよぼした影響が、いかに大なるものであったかを察知することができよう。

連結財務諸表 (consolidated financial statements) は、元来企業の集団化現象が顕著になるにつれて親会社 (holding company) および、その子会社 (subsidiary) の経営実態の把握、将来の予測のためには単に親会社のみでなく、その企業集団全体の財務情報 (financial information) を得る必要性が生じたことに、その端を発したものである。

歴史的には、まず今世紀の初頭、アメリカにおいて連結に関する会計慣行が定

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

着し、ついでイギリスを初めとするヨーロッパ諸国へと連結会計の制度が普及していくのである。

わが国では、企業会計審議会により公表された昭和42年の「連結財務諸表に関する意見書」(以下、「連結意見書」という。)が具体的なものとしては初めてのものであり、その後数年は、産業界の受入体制の不備を理由として議論の域を出ず、国際会計慣行において可成りの立ち遅れを余儀なくされたのである。

そして昭和50年6月の「連結財務諸表原則」(以下、「連結原則」という。)および昭和51年3月に、その具体的な作成基準として日本公認会計士協会により公表された「連結財務諸表作成要領」(以下、「作成要領」という。)などにより、わが国における連結財務諸表作成のための基盤が、ようやく整ったのである。さらに昭和51年10月30日には次に示す四つの大蔵省令が公布され、ここに連結会計の制度化のための法的根拠が確立されたといえる。

- ① 財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を改正する省令(大蔵省令第27号、以下、「財務諸表等規則」という。)
- ② 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(大蔵省令第28号、以下、「連結財表規則」という。)
- ③ 財務諸表等の監査証明に関する省令の一部を改正する省令(大蔵省令第29号、以下、「監査証明省令」という。)
- ④ 有価証券の募集又は、売出しの届出等に関する省令の一部を改正する省令(大蔵省令第30号、以下、「届出省令」という。)

①の「財務諸表等規則」は、証券取引法にしたがって提出する個別財務諸表(unit financial statements)の作成方法を規定したものであり、証券取引法の適用会社が連結財務諸表を作成する場合の基本となる親会社、小会社及び関連会社(associated companies)等の定義が同規則にもられた。さらに同規則に従来からおかれていた関係会社(affiliated companies)の定義と親会社、子会社、及び関

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

・連会社の概念の調整を図るための改正が行われたのである。

②は証券取引法の定めにより提出される連結財務諸表（連結損益計算書、連結貸借対照表、連結剰余金計算書）を規定するため、ここに新たに制定されたものである。

③は証券取引法の規定にしたがって提出される連結財務諸表については、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないことと、連結財務諸表に対する監査報告書の記載事項を定める等の改正がなされたのである。

④は連結財務諸表の提出方法、有価証券届出書（the notification of securities）及び有価証券報告書（the reports of securities）の記載事項等を定める改正がなされたのである。

つぎに連結財表規則第5条第2項の規定に関連して昭和51年10月30日付蔵証第1584号証券局長通達により「連結の範囲に関する重要性の原則適用の監査上の取扱いについて」（以下、「重要性の原則」という。）が示された。つづいて昭和52年3月11日、すでに施行された連結財表規則の取扱細目を定めた「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」（蔵証第325号、以下、「取扱要領」という。）が証券局長より各財務局長に通達されたのである。

本稿は、本年4月1日より連結会計制度がスタートしたことに伴い、来るべき第1回めの連結決算の公表後、問題となるであろう連結の範囲決定（determine the range of consolidation）に関する諸問題について、前掲の関係諸法令および通達を中心論述するものである。

I 連結すべき子会社

連結原則第三の一の1は、連結財務諸表は原則として、すべての子会社を連結の範囲として作成するものと規定し、連結財表規則第五条第1項も、すべての子会社を連結の範囲に含めて連結財務諸表を作成しなければならないと規定している。

さらに連結の対象としての子会社について財務諸表等規則第八条第3項に定め

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

るところにより、ある会社が他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社を指称するものと定義されている。また連結原則第三の一の2においても同様の規定が設けられている。

連結財表規則第五条は連結の範囲を規定した条項であり、その第1項で連結の対象とすべき子会社の「原則と例外」を示し、第2項では連結の範囲に関する重要性の原則の適用について規定している。つづいて第3項は連結の範囲から除外された子会社の取り扱いについての規定であり、同規定を除く連結の範囲に関する規定の内容は、表現に多少の相違はあるが連結原則のそれと、ほぼ同様である。

連結財表規則第五条第1項は、連結の基本原則であり、すべての子会社を連結すべきことを規定している。その場合の子会社とは、議決権の過半数を所有された子会社、すなわち持株比率基準によって判定された子会社である。

連結原則で上述のように“議決権の過半数所有”を連結範囲の判定基準とし、“議決権付株式の過半数所有”とはいわない。議決権付株式の過半数所有という表現をすると子会社になり得るのは株式会社のみに限定されるためと思われる。しかし現実には、有限会社、合資会社のなかにも子会社になり得る会社は存在している。「すなわち、親会社になろうとする会社が、有限会社、合資会社の出資口数の過半数を出資すれば、議決権の過半数を所有することになり、支配・従属の関係が生まれる。このような意味から、“議決権の過半数所有”という表現を使っている⁽¹⁾」のである。

しかし、実際上子会社の多くは株式会社であり、株式会社の場合には議決権付株式の過半数所有ということになる。

つぎに、ある会社が他の会社の取締役会の構成員の過半数を任命する力を持つなどによって実質的に支配していると判定する方法を支配力基準といいう。

「連結財務諸表作成の目的が、統一的支配により運営されている企業集団を単一組織体とみなし、その経営成果、財政状態を明瞭にすることにありとすれば各社が統一的支配に服しているか否かによって、連結範囲を決定すべきである⁽²⁾」とする見解である。

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

アメリカのSEC規則⁽³⁾やドイツ会社法は前者であり、イギリス会社法は持株比率基準と支配力基準とを併用している。

支配概念について国際会計基準委員会 (International Accounting Standard Committee, I.A.S.C.) 1974年12月発表の公開草案第5号 (I.A.S.C. 草案) は、次の二つの場合をあげている。

- ・ (a) ある会社が、直接または間接に、他の会社における議決権の過半数を所有している場合。
- ・ (b) ある会社が、法制上または合意により、他の会社の財務および営業の方針を支配する力を有している場合、これらの方針は、たとえば取締役会の過半数を指命する力により、経営に関する契約により、または、法廷の指示によって支配される。

SEC規則も I.A.S.C. と同様の支配概念を定めている。

わが国の連結意見書も、当初仮案の段階では持株比率基準と支配力基準とを併用する形をとっていたが最終成案では持株比率基準のみによる結果となった。

今回の連結原則でも持株比率基準によることになっているが、次の諸点に留意を要する。

(1) 株式の長期所有

株式の過半数を所有し、所有される関係が長期間継続されなければならない。したがって、一時的所有の目的で所有されている株式は過半数計算に含まれるにしても、その子会社は連結の範囲から除かれることになる。（連結原則第三の一の3の(3)）

(2) 株式の実質所有

ここにいう実質所有とは、子会社株式の所有名義人が親会社ではなく親会社の役員個人であっても、その株式の取得資金が貸付金、仮払金等の名目で役員個人に流れている場合には、当該株式は実質的に親会社が所有するものとして過半数の計算に算入される。しかし、連結原則「注解3」でいうように“会社が自己の計算で所有する”ことが条件とされるのであって、役員の親族が個人の資金で子

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

会社の株式を所有している場合には、その株式数は過半数計算に算入しないものとされている⁽⁴⁾。

上記のごとく、連結範囲の判定基準として持株比率基準を用いる結果、実際には支配・従属の関係にありながら、持分比率が50%以下であるために連結の範囲から除外されることもあり得る、そこで持分比率基準が50%以下であっても20%以上を有し、かつ財務・営業の方針に対して重要な影響力を行使し得る場合には、それを関連会社⁽⁵⁾と名づけ、連結会社に対する投資には持分法(eguity method)を適用して、関連会社の経営の実態を連結財務諸表上に反映させるべきことを要請している⁽⁶⁾。

このように連結会社概念を定義づけ、それに持分法を適用することによって、持株比率基準の持つ形式的な一面を補う策を講じているのである。

(注)

- (1) 稲垣富士男教授著「連結財務諸表詳解」1977年 p. 39.
- (2) 前掲書 p. 45.
- (3) S.E.C. Regulation S-X Rule 1-02.
- (4) 連結原則、同〔注解3〕、議決権のある株式又は出資の実質的所有について、
- (5) 連結原則第四の五の2「関連会社の定義」
財務諸表等規則第八条第4項
- (6) 連結原則第四の五の1「持分法の適用」
連結財表規則第十条「持分法の適用」
A.I.C.P.A の A.P.B. Opinion No. 18 では「20%以上の持分を所有すれば、反証のない限り、財務・営業の方針に重要な影響力を行使し得る」ものとしている。

II 連結の範囲から除外される子会社

持株比率基準は、その適用により、客観的かつ確実性に富んだデータが得られる反面、議決権の過半数所有という画一的判定がなされる結果、形式的要条件は十分満たされても、組織の一体性に欠ける会社まで連結の範囲に含める結果となる。そこで、このような形式基準による場合の欠点を補う意味で連結原則第三の一の3、(1)(2)(3)(4)ならびに連結財表規則第五条第1項の一、二、三、四に規定を設け、

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

それに該当する子会社を連結の範囲から除外するものとしたのである。

(一) 組織の一体性を欠くと認められる会社（連結原則第三の一の 3, (1), 連結財表規則第五条第1項の一）

連結原則及び連結財表規則にいう“組織の一体性”とは、子会社を含めた企業集団を一企業と想定した場合の、その企業集団組織との一体性をいうのである。

したがって、持株比率基準に合致していても、連結企業集団全体の中の一構成単位としての適格性に欠ける場合には連結財務諸表提出会社、すなわち親会社との間に有効な支配従属関係が存在しないため、当該連結財務諸表提出会社を頂点とする会社グループと組織の一体性を欠くものと認めるのである。その例として連結原則ならびに連結財表規則は、更生会社と整理会社を挙げている。

会社が倒産して会社更生法に基づく更生会社になると、管財人が選任され、その時点から会社の経営活動や財産を管理処分する主体は管財人に与えられることとなる。

整理会社は、商法の「会社ノ整理」(第381条)の規定を受ける整理中の会社である。更生会社、整理会社いずれの場合も親会社の持つ本来の管理統制権は大幅に制限を受けており、形式的には親会社の指揮下にあっても、親会社の統一的経営意志に従って運営される単一組織体の一構成要素たる資格に欠けるものと判定し、連結の範囲から除外するものとしている。

(二) 継続企業と認められない会社（連結原則第三の一の 3, (2), 連結財表規則第五条第1項の二）

連結財務諸表は、ゴーイング・コンサークン (going concern) としての経済実体 (economic entity) の財政状態および経営成績を表示するものであって、ゴーイング・コンサークンでない子会社は連結の範囲から除外しなければならない。

連結原則ならびに連結財表規則は、破産会社、清算会社、特別清算会社は、いずれも、やがて消滅する運命にあり、したがってゴーイング・コンサークンではないとして連結の範囲から除外するものとしている。

(三) 議決権の過半数を一時的に所有していると認められる会社（連結原則第三

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

の一の 3, (3), 連結財表規則第五条第1項の三)

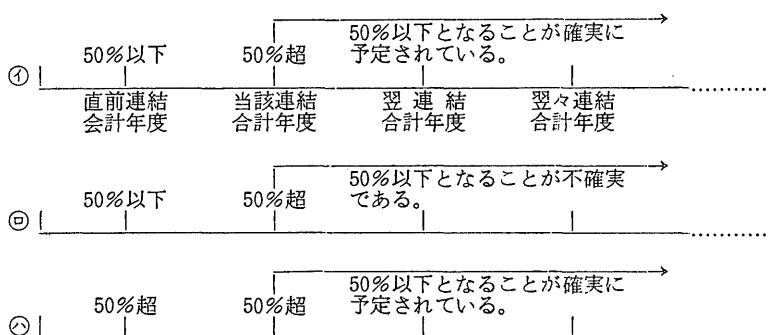
この規定の趣旨は、親会社の所有する株式の中に一時的所有の株式があれば、その株式は過半数の計算から除外することにある。ここにいう「一時的」とは、いかなる場合を指すのだろうか、

一般に株式の所有が一時的といわれる場合は、議決権の所有によって、その会社の支配目的を有しない場合をいうものと思われる、このような場合には、他の会社の議決権の過半数を所有していて形式的には子会社に該当するものであっても、それらを連結の範囲から除外するということである。しかし、議決権の所有が一時的であるかどうかは、きわめて観念的、かつ予測的なものであり、客觀性に乏しく、どこにも基準性らしきものを見い出すことはできない。そこで、この規定の適用に当って、その指針を示したのが連結財表規則取扱要領第八である。

〔取扱要領〕

第八、規則第五条第1項3号に規定する議決権の過半数を一時的に所有していると認められる会社とは、直前連結会計年度末において所有する議決権が100分の50以下であり、かつ、翌連結会計年度以後その所有する議決権が相当の期間にわたって100分の50以下となることが確実に予定されている場合の子会社を言うのである。(傍点筆者)

取扱要領第八の趣旨から、つぎのようなケースが考えられる。



取扱要領第八の趣旨は、50%超の議決権所有に、ある程度の継続性を要請して

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

いることがうかがえる。しかしながら翌連結会計年度以後に係る議決権所有の状態は、あくまでも現状に立っての将来に対する予測であり、その確実性には何らの確定的要素は存しない。したがって、実際には当該連結会計年度と直前連結会計年度との議決権所有の状況に重点を置いて判定されざるを得ない。

①の場合、議決権の所有割合が50%を超えるのが当該年度のみであり、しかも翌会計年度以後においても株式等の売却によって50%以下となることが不確実視されているのであるから、連結財表規則第五条第1項の3号に該当することは明白である。

②の場合、直前会計年度との係りにおいては、一時的所有と判定せざるを得ないが、翌期以後の会計年度における所有株式の具体的な売却予定がない限り、連結財表規則第五条第1項の3号に該当しないものと判定される。その場合、翌会計年度において株式等の売却により50%以下となることがあり得るが、それは、やむを得ないことと思う。

③の場合、翌会計年度以後に50%以下となることが確実視されているが、直前会計年度との係りにおいて継続性が保たれていることに重点が置かれて連結財表規則第五条第1項の3号に該当しないものと判定される。

なお、議決権の過半数を所有しているか否かの判定の際、所有株式が流動資産たる有価証券であるのか、あるいは固定資産たる有価証券なのかの区別は行なわず、その合計をもって判定することが妥当であると思われる。

(四) 連結の範囲に含めることにより、利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められる会社（連結原則第三の一の3(4)、連結財表規則第五条第1項の四）

この規定は、連結の範囲に含めることにより、かえって連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められる会社を連結の範囲から除外することを定めたものである。しかし、現実の事例を掲げての規定ではなく、単に連結の範囲から除外すべきものとして具体的に第一から第四まで列挙した関係上、それらに該当するもの以外に連結の範囲から除外すべき子会社があった場

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

合を想定して設けられた規定と思われる。

強いて例をあげるならば，在外会社で政変などの理由から現地の子会社の経営権と資産が新政権の管理下に置かれているため、資金の移動に関する長期の厳しい制限により子会社の資産及び経営に対する親会社の支配権が阻害される状況下で経営がなされているために連結の範囲に含めることが実際上不可能である場合などが想定される。

従来、事業の種類が著しく異なる子会社は、連結の範囲から除外するという考え方があった。昭和42年に企業会計審議会より発表された連結意見書の中で従属会社の事業の種類、内容が支配会社のそれと著しく異なっており、かつ、営業上の関係がないため、かえって財務報告上的一体性を欠く場合が連結の範囲から除外する項目の一つとして掲げられた⁽⁷⁾。

しかし、現在の各国における連結会計の傾向は、事業の種類、内容が著しく異なる子会社に対しては表示上に一定の方法を用いて連結の範囲に含めるとする方向にある。

これに関して、I.A.S.C. 草案第3号「連結財務諸表」において、一部の国では、事業内容が企業集団内の他の会社のそれと非常に異なっているために連結財務諸表とともに、当該子会社の個別財務諸表を提示する方が親会社の株主および、その他財務諸表利用者に対して、よりよい情報を提供すると思われる子会社を連結の範囲から除外することが適當であると考えられている。しかし、このような場合には、連結の範囲から除外しないで連結貸借対照表において、資産及び負債を、また、連結損益計算書では収益及び費用を事業の種類別に区分する方法があるとし、さらに子会社を連結から除外する場合には、主観的判断の介入する除外事項をつとめて排除し客観的な基準で除外できるものを除外子会社とすべきであるとしている。

わが国でも取扱要領第九において、次のように定めている。

〔取扱要領〕

第九、子会社の事業の種類、内容等が連結財務諸表提出会社又は他の連結子会社と著し

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

く異なるという理由だけでは規則第5条第1項第4号に規定する連結の範囲に含めることにより、連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められる会社に該当しないことに留意する。

そして異種事業を連結の範囲に含めるに当っての具体的規定として、連結財表規則第十九条⁽⁸⁾は資産および負債について、同第五十条⁽⁹⁾は収益又は費用について、事業の種類ごとに区分して記載する方法を講じている。

(注)

- (7) 連結財務諸表に関する意見書二「連結の範囲」の4.
- (8) 連結財表規則第十九条「資産及び負債の事業別区分」
- (9) 同上第五十条「売上高等の事業別記載」

Ⅲ 連結の範囲に関する重要性の原則

連結の範囲に含められるべき子会社で、その資産、売上高等からみて連結の範囲から除外しても、その企業集団の経営成績および財政状態に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性に乏しい子会社は、それを連結の範囲から除外することができるとする規定が連結財表規則第五条第2項ならびに連結原則〔注解4〕⁽¹⁰⁾に設けられている。

これは、連結の範囲に関する重要性の原則である。

重要性の原則は、会計全般にその適用が認められているものであり連結の範囲に対しても同じ趣旨で設けられたものと考える。

連結の範囲に関して実際に重要性の原則を適用する場合、その全ての子会社を連結の範囲に含めることを基本姿勢とする連結財表規則の規定からして、その重要性の判断は、できるだけ消極的かつ限定的に行うべきであると思われる。

それに関して取扱要領は次のように規定している。

〔取扱要領〕

第十・規則第五条第2項の規定は、重要性の乏しい子会社を連結の範囲から積極的に除くことを意図したものではないことに留意する。

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

重要性を判断するに際しては、資産規模や売上高規模などの量的側面だけではなく、子会社の企業集団内における地位ないし役割などの、いわゆる質的側面をも考慮して全体としての相対的重要度を判定すべきである。さらに連結の範囲から除こうとする子会社が2以上ある場合の重要性の判断について取扱要領は次のように明らかにしている。

〔取扱要領〕

第十一 規則第五条第2項の規定を適用して重要性の乏しい子会社を連結の範囲から除くに当っては、連結の範囲から除こうとする子会社が2以上あるときは、これらの子会社が全体として重要性が乏しいものでなければならぬことに留意する。

さらに取扱要領は、具体的に連結の範囲に重要性の原則を適用するに際して相当期間にわたって連結の範囲の継続性を要請している。

〔取扱要領〕

第十二 規則第五条第2項の規定を適用するに当っては、連結の範囲から除かれる子会社が翌連結会計年度以後相当期間にわたり重要性の乏しい子会社として同項の規定の適用が認められるかどうかを考慮し、連結の範囲が継続されるよう留意する。

以上、連結財表規則第五条第2項および同取扱要領第九から第十二までは、連結の範囲に関する重要性の原則適用の一般的規定であるが、重要性の原則を適用して当該子会社を連結の範囲から除くかどうかは、それぞれ企業集団の実態に応じて判断すべきであり、一律的な数量基準のみを定めることは適切ではない。その意味で連結財表規則ならびに同取扱要領ともに具体的な数量基準は設けていない。

しかしながら、まだ我が国に連結財務諸表作成の実務慣行がない現在において、今回の連結財務諸表制度の円滑な実施を図るために連結の範囲に関する重要性の原則適用についての目途を示す必要があると考えられるとして、今後実務を通じて一般に公正妥当と認められる慣行が確立されるまでの間の当面の取り扱いとして証券局長通達の名のもとに次のような重要性の原則が適用できる許容範囲が

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

示されたのである。

すなわち、非連結子会社の規模について次の資産基準と売上高基準の算式により計算した割合が、いずれも100分の10以下である場合には、それらの子会社を非連結子会社とするのである。

重要性の原則適用の許容範囲

資産基準…非連結子会社の総資産の合計額
連結財務諸表提出会社の総資産及び連結子会社の総資産の合計額

売上高基準…非連結子会社の売上高の合計額
連結財務諸表提出会社の売上高及び連結子会社の売上高の合計額

上記の算式を適用するに際して次の諸点に留意を要する、

- ① 非連結子会社が2以上ある場合に、資産基準および売上高基準の算式の分子は、これらの非連結子会社を合算した額によるものとする。ただし、連結財表規則第五条第1項各号の一に該当する非連結子会社は除くものとする。
- ② 子会社が2以上ある場合において上記算式の分子となる非連結子会社を定めるときは、例えば、規模の小さい子会社から順次非連結子会社とするような単に機械的な計算だけによらず、それぞれの子会社と連結財務諸表提出会社との間の経営、取引等の関係の濃淡をも考慮して定めるものとする。
- ③ 資産基準における総資産の合計額は、連結財務諸表提出会社、連結子会社及び非連結子会社間（以下「会社間」という）における債権と債務及び資産に含まれる未実現損益の消去後の金額に、売上高基準における売上高の合計額は、会社間の取引を消去後の金額によることが望ましいが、上記算式の適用に当っては消去前の金額によっても差し支えないものとする。
- ④ 総資産は、連結決算日における各会社の貸借対照表のものによるものとする。子会社の事業年度の末日と連結決算日とが異なる場合においては、その差異が三ヶ月を超えないときは、当該事業年度の末日のものによることができる。
- ⑤ 売上高は連結会計年度に対応した各会社の事業年度に係る損益計算書のものによるものとする。子会社の事業年度の末日と連結決算日とが異なる場合において、その差異が三ヶ月を超えないときは、当該事業年度に係るものによることができる。
- ⑥ 売上高は総売上高から売上値引及び戻り高を控除した純売上高とし、半製品、副産物等の売上高及び加工料収入その他役務の提供による営業収益を含むものとする。

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

ここで注意を要することは、上記の重要性の原則適用のための基準と昭和51年7月13日付で発表された「連結財務諸表要綱（案）」（以下、要綱（案）という。）との違いである。

その違いの第1点は、重要性の原則適用の許容範囲が要綱（案）では10%未満であったものが証券局長通達では10%以下となったことである。したがって、割合が10%丁度の場合も重要性がないと判定される範囲に含められることとなったのである。

つぎに、重要性の判定基準に関連して、今回の要綱（案）と証券局長通達とは直接の関連はないが、従来、有価証券報告書添付の「重要な子会社」（significant subsidiary）の定義として定められていた資産基準、売上高基準により計算した割合が15%以下の範囲内の子会社は重要性がないと判断されたが、その資産基準、売上高基準の計算方法が全く異なることに留意を要する*。

*届出省令第十五条第3項による「重要な子会社」の判定基準

①資産基準…	子会社の資産の総額の少ないものから順次 それらの資産の総額を合算した額
②売上高基準…	有価証券報告書提出会社の資産の総額と全 子会社の資産の総額の合計額
③	子会社の売上高（役務収益を含む）の総額の少ない ものから順次それらの売上高の総額を合算した額

「要綱（案）」と「証券局長通達」との違いの第2点は証券局長通達では利益基準が削除されたことである。「要綱（案）」では資産基準、売上高基準のほかに利益基準も含めた3つを重要性の原則適用の判定基準とする方向で検討することになっていた。これに関して証券局長通達は（注）として「当面の取扱いとして、資産基準と売上高基準のみによる重要性の原則適用の許容範囲を示しているが、本来、連結の範囲に関する重要性の基準としては子会社を連結から除くことによ

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

って連結財務諸表上の連結利益に与える影響の程度を考慮することが重要であるので、連結の範囲を定めるに当っては、できるだけ、これを加味することが望ましい」としている。

以上のように重要性の原則適用の許容範囲の決定は、資産基準と売上高基準によって判定されるわけであり、重要性なしと判定されるためには資産基準と売上高基準のいずれもが10%以下にならなければならず、いずれか一方が10%を超えた場合には他方が10%以下であっても、その場合には重要性ありと判定され連結の範囲に含められるわけである。

その場合、かかる重要性の判定計算は各子会社一社ごとに行うのではなく非連結扱いしようと予定している全ての子会社を合算した金額で行うのである。

一社だけで判定すると10%以下になる小さな子会社でも、それらが十数社集まると10%を超える結果となる場合を考えられる。

そこで計算の方法として重要性の大きい子会社から順次分子に組み入れていき、算出された割合が10%になったところで計算をストップすればよいのである。逆に重要性の小さい子会社から順次分子に組み入れていき、算出された割合が10%内の段階で計算をストップしても結果は同じである。

つぎに重要性の判定計算を行う場合、数量計算のほかに考慮すべき重要な要素がある。それは各子会社と連結財務諸表提出会社との取引上における関係の密接度合である。例えば親会社とは、ほとんど取引関係をもたない子会社と、それよりはるかに経営規模は小さいが親会社製品の相当部分を販売している子会社がある場合、かりにどちらか一社を連結の範囲に含めるとするならば、経営規模は小さいが親会社との密接度が高い後者を連結の範囲に含めることになるであろう。しかし、前述のように取扱要領第十では、連結財表規則第五条第2項の規定は重要性の乏しい子会社を連結の範囲から積極的に除くことを意図したものではないことを明らかにしており、重要性の乏しい前者の子会社をも連結の範囲に含めることが望ましいと思われる。

つづいて重要性の原則の適用例を、一つの設例をもとに計算過程を明らかにし

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

て示す。

〔設例〕

P社は証券取引法に基づく財務諸表提出会社で、同社および子会社の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までである。

P社は、つぎに示す昭和52年3月期のP社および7つの子会社の集約財務諸表に基づき次年度から開始される連結決算に備えて連結の範囲に関する重要性の判定計算を試みることとした。なお、P社は昭和53年3月期の数値がでた時点で正式な重要性の判定計算を行う予定である。

P社及び子会社集約財務諸表

昭和52年3月31日現在

(単位千万円)

会社名 P社持分	P社	S _I 社	S _{II} 社	S _{III} 社	S _{IV} 社	S _V 社	V _{VI} 社	S _{VII} 社
営業の種類 科目		100%	100%	90%	90%	80%	80%	75%
食品 メー カー	P社の原 料の一部 を製造	P社の製 品の一部 を加工	P社との 取引関係 はない	在外会社 P社製品 のヨーロ ッパ販売 担当	在外会社 P社の使 用する原 料の海外 仕入担当	在外会社 P社の製 品のアメ リカ販売 担当	P社社員 を対象と する食堂 売店を經 営	
貸借対照表								
諸資産	19,700	2,500	275	1,400	175	230	240	75
親子会社債権	120	350	115	—	—	—	—	—
資産合計	19,820	2,850	390	1,400	175	230	240	75
諸負債	11,370	1,500	290	620	36	205	90	40
親子会社債務	400	—	—	—	64	—	30	—
資本勘定*	8,050	1,350	100	780	75	190 △ 165	120	35
負債・資本合計	19,820	2,850	390	1,400	175	230	240	75
損益計算書								
一般売上高	25,000	—	—	1,920	485	—	380	100
親子会社売上高	900	3,000	370	—	—	320	—	—
売上高合計	25,900	3,000	370	1,920	485	320	380	100
原価及び費用	23,500	2,850	355	1,700	450	385	350	90
当期純利益	2,400	150	15	220	30	△ 65	30	10

* 資産に含まれる未実現利益は、この場合考慮しないものとする。

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

〈重要性の原則適用計算〉

資産基準、売上高基準の算式の適用に当っては、総資産合計額は会社間の債権と債務および資産に含まれる未実現利益の消去後の金額、また売上高の合計額は会社間取引の消去後の金額に、それぞれよることが望ましいが消去前の金額によっても差し支えないものとされている。実務的には、債権・債務、未実現利益の消去後の金額によって判定するということになると全ての子会社について連結決算を実施することになり、連結決算の時期的なタイミングも相当の困難性が伴うものと予測されるので、実際には消去前の金額によらざるを得ないのではないかと思われる。いずれにしても会社間の債権・債務等を消去しない金額で計算する場合と消去後の金額で計算する場合とでは連結の範囲が違ってくることに注意しなければならない。

会社間債権・債務等の消去前金額による場合

- ① S_I 社は、一社のみで資産規模、売上高規模とも親会社である P 社の 10% を超えているので、 S_I 社が連結子会社になることは確実であるから重要性の判定計算は S_I 社を連結の範囲に含めることとして行う。

〔資産基準〕

$$\frac{S_{II} + S_{III} + S_{IV} + S_V + S_{VI} + S_{VII}}{P + S_I} = \frac{390 + 1,400 + 175 + 230 + 240 + 75}{19,820 + 2,850} = 11.1\% > 10\%$$

〔売上高基準〕

$$\frac{S_{II} + S_{III} + S_{IV} + S_V + S_{VI} + S_{VII}}{P + S_I} = \frac{370 + 1,920 + 485 + 320 + 380 + 100}{25,900 + 3,000} = 12.2\% > 10\%$$

上記の通り、資産基準、売上高基準ともに 10% を超えることとなるから、さらに非連結子会社の範囲を小さくして計算してみる。

- ② S_I 社と次に経営規模の大きい S_{II} 社を連結の範囲に含めて計算してみる。

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

〔資産基準〕

$$\frac{S_{II}+S_{IV}+S_V+S_{VI}+S_{VII}}{P+S_I+S_{II}} = \frac{390+175+230+240+75}{19,820+2,850+1,400} \approx 4.6\% < 10\%$$

〔売上高基準〕

$$\frac{S_{II}+S_{IV}+S_V+S_{VI}+S_{VII}}{P+S_I+S_{II}} = \frac{370+485+320+380+100}{25,900+3,000+1,920} \approx 5.4\% < 10\%$$

上記の通り、資産基準、売上高基準ともに10%以下をなったことにより S_I 社と S_{II} 社の 2 社は連結対象会社と判定され、S_{II} 社、S_{IV} 社、S_V 社、S_{VI} 社、S_{VII} 社の 5 社は非連結会社と判定されることとなる。

③ つぎに、子会社が 2 以上ある場合、小さいものから順次非連結子会社とするような単に機械的な計算によらず、それぞれの子会社と連結財務諸表提出会社等との間の経営、取引等の関係の濃淡をも考慮して重要性の判定計算をすべしとする証券局長通達に従って計算するならば、設例の場合、S_{II} 社は資産規模および売上高規模とともに S_I 社に次いで大きな会社であるが P 社との関係がないところから S_{II} 社等に先んじて連結の範囲に入ることには疑問が生ずる。そこで、その点を考慮して S_{II} 社を除く子会社のうち、S_I 社に次ぐ経営規模の大きい子会社の S_{II} 社を連結の範囲に入れて試算してみる。

〔資産基準〕

$$\frac{S_{II}+S_{IV}+S_V+S_{VI}+S_{VII}}{P+S_I+S_{II}} = \frac{1,400+175+230+240+75}{19,820+2,850+390} \approx 9.2\% < 10\%$$

〔売上高基準〕

$$\frac{S_{II}+S_{IV}+S_V+S_{VI}+S_{VII}}{P+S_I+S_{II}} = \frac{1,920+485+320+380+100}{25,900+3,000+370} \approx 10.9\% > 10\%$$

上記の通り、資産基準は 9.2% と 10% 以下であるが売上高基準は 10.9% と 10% を超えている。したがって、この計算結果によっては連結の範囲を判定することはできない。そこで S_{II} 社を除いて S_I 社、S_{II} 社に次いで経営規模の大きい子会社の S_{IV} 社を連結の範囲に入れて試算してみる。

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

〔資産基準〕

$$\frac{S_{II} + S_{IV} + S_V + S_{VI}}{P + S_I + S_{II} + S_{VI}} = \frac{1,400 + 175 + 230 + 75}{19,820 + 2,850 + 390 + 240} \approx 8.1\% < 10\%$$

〔売上高基準〕

$$\frac{S_{II} + S_{IV} + S_V + S_{VI}}{P + S_I + S_{II} + S_{VI}} = \frac{1,920 + 485 + 320 + 100}{25,900 + 3,000 + 370 + 380} \approx 9.5\% < 10\%$$

上記の通り、資産基準、売上高基準ともに10%以下となった。したがって、連結対象会社および非連結会社は次のように確定する。

連結対象会社……S_I 社, S_{II} 社, S_{VI} 社

非連結会社………S_{III} 社, S_{IV} 社, S_V 社, S_{VI} 社

会社間債権・債務等の消去後金額による場合

① まず S_I 社のみで資産規模、売上高規模とともに P 社の10%を超えており、S_I 社を連結の範囲に含めて重要性を判定してみる。

〔資産基準〕

$$\frac{S_{II} + S_{III} + S_{IV} + S_V + S_{VI} + S_{VI}}{P + S_I} = \frac{275 + 1,400 + 175 + 230 + 240 + 75}{19,700 + 2,500} \approx 10.8\% > 10\%$$

〔売上高基準〕

$$\frac{S_{II} + S_{III} + S_{IV} + S_V + S_{VI} + S_{VI}}{P + S_I} = \frac{0 + 1,920 + 485 + 0 + 380 + 100}{25,000 + 0} \approx 11.5\% > 10\%$$

上記の通り、資産基準、売上高基準ともに10%を超えるので、さらに非連結の範囲を小さくして試算してみる。

② 会社間債権・債務等の消去後金額でみると欠損会社の S_V 社を除いて S_I 社に次ぐ経営規模の大きい S_{VI} 社を連結の範囲に入れて重要性を判定してみる。

〔資産基準〕

$$\frac{S_{II} + S_{III} + S_{IV} + S_V + S_{VI}}{P + S_I + S_{VI}} = \frac{275 + 1,400 + 175 + 230 + 75}{19,700 + 2,500 + 240} \approx 9.8\% < 10\%$$

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

〔売上高基準〕

$$\frac{S_{II} + S_{III} + S_{IV} + S_V + S_{VI}}{P + S_I + S_{VII}} = \frac{0 + 1,920 + 485 + 0 + 100}{25,000 + 0 + 380} \doteq 9.9\% < 10\%$$

上記の通り、資産基準、売上高基準とともに10%以下となった。したがって、連結対象会社および非連結会社は次のように確定する。

連結対象会社……S_I 社, S_{VII} 社

非連結会社………S_{II} 社, S_{III} 社, S_{IV} 社, S_V 社, S_{VI} 社

以上、形式基準である資産基準および売上高基準にもとづいて重要性の判定計算を行えば、連結対象会社は会社間債権・債務等の消去前金額によった場合、S_I 社, S_{II} 社, S_{VII} 社の 3 社に、債権・債務等の消去後金額によった場合は S_I 社, S_{VII} 社の 2 社となる。

つぎに「証券局長通達」による「取扱要領」の（注）にあるように、連結の範囲に関する重要性の原則を適用した結果、子会社を連結の範囲から除くことによって連結財務諸表上の連結利益に与える影響の程度を考慮するならば、連結の範囲は、さらに違ったものになるだろう。

〔設例〕の場合、7 社の子会社のうち S_V 社は規模は小さいが、前期以前の累積赤字額をも含めて同社の資本額に近い欠損金を計上しており、P 社および連結集団の利益に与える影響の程度は、きわめて大きいものと判断できる。したがって、S_V 社を連結の範囲から除いて P 社企業集団の正確な経営実態を把握することは困難なことであり、S_V 社は当然連結の範囲に含めるべきと考える。

そもそも連結財務諸表は、全企業グループの経営実態の真実な内容を開示 (disclosure) するところに、その本来の意義があり、その為には全ての子会社を連結の範囲に含めることが望ましい。したがって、連結の範囲に関する重要性の原則は、子会社を連結するために必要とされる費用や手数と連結することによるメリットとが著しく不均衡であるというような場合にのみ適用されるべきと考える。

（注）

- (10) 連結原則、同〔注解 4〕小規模子会社の連結の範囲からの除外について（第三の
の 2）

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

IV 非連結子会社のディスクロージュア

連結財表規則第五条第1項ならびに連結原則第三の一の3の規定による連結の範囲に含めてはならない子会社、および連結財表規則第五条第2項ならびに連結原則〔注解4〕の規定による連結の範囲から除くことのできる子会社、以上が非連結子会社とされるものである。そして非連結子会社の取り扱いについての規定が連結財規則第五条第3項である。

それによると連結の範囲から除かれた子会社の財政又は経営の状態等に関する事項で企業集団の財政状態および経営成績の判断に影響を与えると認められる重要な事項があるときには、その内容を連結財務諸表に注記することを求めている。同規定は非連結子会社のディスクロージュアとして最小限の要求であろう。これに関して取扱要領第十三は次のような補足をしている。

〔取扱要領〕

第十三 規則第五条第3項に規定する連結の範囲から除かれた子会社の財政又は経営の状態等に関する事項で当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合とは、当該子会社の財政又は経営の状態からみて、連結会社の財政又は経営上の負担になると見込まれるもので重要なものがある場合をいう。この場合において、同項の規定による注記は、例えば、当該子会社が更生会社であるときは、更生手続の遂行の状況及び当該子会社の財政の状態等が連結会社の当該子会社に対する投資又は債権等に与える影響等を、当該子会社が破産会社であるときは、破産手続の進行の状況及び残存財産の分配等の連結会社への影響等を記載するものとする。

連結財表規則第五条第3項の規定の対象とする非連結子会社は、同条第1項ただし書の四項目に該当する子会社のみであって、会社の任意によって連結の範囲から除かれた子会社、すなわち重要性の原則の適用を受けて連結の範囲から除かれた子会社については、連結財務諸表に反映させる何らの規定もない。

筆者は、連結財表規則第五条第3項の規定に対し、次の二つの理由をもって異論を唱えるものである。

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

その第一は、同条第2項の「連結の範囲から除いても、その企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは…」の文中の「合理的判断を妨げない程度に重要性の乏しい」として「証券局長通達による重要性の判定基準が示されているが、それによって連結範囲より除外されたと判定された子会社に対する取扱規定が、何ら設けられていない⁽¹¹⁾ことである。

その第二は、既述のごとく、わが国の連結会計は全ての子会社を連結すべしとする規定に、その基本姿勢をうかがうことができるのである。しかるに重要性の判定計算の結果、資産基準及び売上高基準ともに10%であったが故に当該子会社が重要性に乏しいと判定され得るとするならば正に問題である。いかに重要性の乏しい子会社であっても資本的結びつきにある子会社であるならば、連結企業集団に対して何らの影響を与えないとは考えられない。

筆者は、かかる観点から全ての子会社を連結することによって、全企業グループの経営実態をディスクローズ (disclose) することを基本理念とする我が国の連結規定を尊重し、かつ厳守したいとする願望をこめて、連結原則第三の一の3の各号及び連結財表規則第五条第1項但書以外の理由によって連結から除外された子会社についても、その重要性の程度を問わず連結から除外した理由、および連結企業集団に与える財政上又は経営上の影響度合を連結財務諸表に注記することを義務づけるべきであると同時に、即刻、持分法の適用を強制する規定を設けることを要請するものである。それによってこそ全企業グループの真実な内容開示を本来の目的とする連結財務諸表の本質が一層明確になるものと考える。

(注)

- (11) 非連結子会社および関連会社に対し、わが国の連結会計は、当分の間、持分法の適用は強制しないこととなった。（連結財表規則附則の2、連結財務諸表の制度化に関する意見書三の1）、もし持分法が強制されているとするならば非連結子会社および関連会社の業績は連結財務諸表上に反映される。しかし、持分法を適用しないとした場合には、当該非連結子会社および関連会社の業績は連結財務諸表上に反映されない。この点に、わが国の連結会計制度の抜け道が存する。

連結財務諸表における連結の範囲決定に関する諸問題

Ⅲ おわりに

わが国では、連結の範囲決定にあたって持株比率基準を採用していることは本論で述べた通りである。こうした一方において、非連結子会社と関連会社に対しては連結と同じ効果を持つ持分法の適用を要請している。

本来、持分法は連結の範囲決定に持株比率基準を適用することにより生ずる不合理性を是正するという機能が期待されて採用された方法である。ところが持分法は比較的新しい会計方法であり、連結慣行のない過去の我が国の実情にかんがみ、当該規定の弾力的適用という柔軟な措置によって、その適用については当分の間各会社の任意とされたのである。その点において、本年4月1日以後開始する事業年度よりスターリした我が国の連結会計制度は、一部の会社にとっては格好な決算操作の具として悪用されることも十分考えられる。

その一例として、業績不良会社を持株の放出によって関連会社とし、当面は持分法を強制しないという暫定措置を活用して、当該関連会社に損失を集中させ、連結会社の業績を従来通り良好に見せかけるという操作も現行制度のもとでは可能のことである。

ともかく、来るべき連結決算の結果、「非連結子会社又は関連会社に対する持分法不適用による記載をした会社に対し、一般の利害関係者、さらには専門家がいかなる評価を下すだろうか、このような消極的な社会制裁のほかに、国際交流の過程で早晚、この規定も消滅する方向にあることを忘れてはならない⁽¹²⁾。」来るべき9月の中間決算および53年3月の決算発表に注目したいと思う。

(注)

(12) 稲垣富士男教授稿「連結決算政策」同友館、Vol. 37 No. 4/APR' 77. p. 10.